

市民税所得割額の確認方法

課税証明書や給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書で確認できます(令和3年度のもの)。

ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄付金税額控除等の各種控除適用前(調整控除を除く)の額を基準とするため、当該控除を受けている方はこれらの税額を足し戻した額となります。

市民税所得割額

令和3年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分							課税標準	総所得③	
	給与所得			山林所得								
	その他の所得計			分離短期譲渡								
				総所得金額①								
所得控除	雑損		障・寡・勤								税額控除前所得割額②	
	医療費		配偶者								税額控除額⑤	
	社会保険料		配偶者特別								所得割額⑥	
	小規模企業		扶養								均等割額⑦	
	生命保険料										税額控除前所得割額④	
										税額控除額⑤		
										所得割額⑥		
										均等割額⑦		
											特別徴収税額⑧	
											控除不足額⑨	
											既充当額⑩	
											既納付額⑪	
											差引納付額(⑧-⑨-⑩)	
											変更前税額⑫	
											増減額(⑧-⑫)	

注 摘要欄に住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄付金控除等の各種控除(調整控除除く)の記載がある方は、控除適用前の金額となります。

納税義務者		住所		現住所		生年月日	
納税義務者	氏名	賦課期日の住所	那覇市	現住所		生年月日	年 月 日
平成20年度	所得の内訳	所得	自平成19年1月1日	控除対象	無	譲渡所得の有無	無
種別	金額	合計所得金額	至平成19年12月31日	配偶者特別控除	無	課税標準	
営業所得 *以下余白*	¥1,563,721	¥1,563,721	給与収入	特定扶養控除	人	算出税額所得割額	¥62,400
			公的年金等収入	扶養控除	人	調整控除	¥1,500
			雑損控除	老人扶養控除	人	住宅特別税額控除額	¥25,000
			医療費控除	本人障害			
			小規模企業共済等掛金控除	老・寡・勤控			
分離所得等 *以下余白*			社会保険料控除	特別障害者			
			生命保険料控除	普通			
			地震・損害保険料控除				
			寄付金控除				
			備考欄				
繰越控除等 *以下余白*							

算出税額所得割額 ¥62,400
調整控除 ¥1,500
住宅特別税額控除額 ¥25,000

調整控除以外の控除額は適用除外となりますので算出税額所得割額 ¥62,400から調整控除 ¥1,500を除いた ¥60,900となります。

上記のとおり相違ないことを証明します。

那覇市長

例